

定 期 積 金

1. 商 品 名	・定期積金
2. お取扱できるお客様	・個人、法人の別を問いません。
3. 期 間	・1年以上5年以下
4. 受 入 (1)受入方法 (2)受入金額 (3)受入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割受入します。 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して支払います。
6. 給付補てん金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人…給付補填金に20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%）となります。 <li style="padding-left: 20px;">※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <li style="padding-left: 20px;">○初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 ……………解約日における普通預金利率 <li style="padding-left: 20px;">○初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 ……………約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の入手方法	・窓口でお問合わせいただくかインターネットのホームページをご覧ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、<u>お取引のある営業店または下記の窓口</u>にお申し出ください。</p> <p>【窓口：山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p>

	<p style="text-align: center;">ホームページアドレス http://yamachuu-ca.co.jp/</p> <p>・紛争解決措置 仙台弁護士会紛争解決支援センター(電話:022-223-1005)、 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)で 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記山形中央信用組合事務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出 いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いた だけます。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日:月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話:03-3567-2456 住 所:〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)</p>
<p>13. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べま す。または、当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割り計算) の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

平成29年4月1日現在